

平成21事業年度 業務実績報告書

日本年金機構

平成21年度計画に対する取組ポイント

1 はじめに

日本年金機構（以下「機構」という。）は、公的年金業務の適正な運営とお客様の信頼の確保を図るために、社会保険庁を廃止し、公的年金業務の運営を行う組織として平成22年1月1日に設立された公法人です。

当機構は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）に基づき、国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・年金給付などに関する事務）を担っており、「お客様である国民の皆様からの意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保に努めること」を基本理念として、業務に当たっています。

機構が行うべき業務については、厚生労働大臣が定め、機構に指示した中期目標（平成22年1月1日から26年3月31日までの4年3か月間において機構が達成すべき業務運営に関する目標）に基づき、中期計画を策定しており、平成21年度においては、中期計画に基づき策定した平成22年1月1日から3月31日までの年度計画に基づき実施しました。

年金記録問題の解決を始め、公的年金制度の業務運営に対するお客様の信頼を回復していくことを最大の使命として、「全てはお客様のために」というサービスの原点に立って、職員が一丸となって取組を進めました。

2 年金記録問題への対応

年金記録問題の解決に向けた取組については、機構の最重要課題として取り組みました。また、この取組を計画的に進めるため、ねんきん特別便やねんきん定期便の処理、年金額の再計算に要する期間の短縮等に係る具体的な目標を盛り込んだ「年金記録問題への対応の実施計画（工程表）」を取りまとめ、平成22年3月29日に公表しました。

平成21年度においては、以下のような取組を推進しました。

- ① 現在、国民の皆様にお送りした「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」等に関し、ご本人から申出のあった記録の調査等を行い、基礎年金番号に統合されていない記録（以下「未統合記録」という。）の解明・統合を進めています。その結果、平成18年6月に5,095万件あった未統合記録のうち、「既に統合済みの記録」は、平成19年12月時点の310万件から平成22年3月時点においては1,403万件に増加し、「統合済みの記録」「一定の解明がなされた記録」「解明作業が進展中の記録」を除いた「今後、更に解明を進める記録」は、平成19年12月時点の2,4

45万件から平成22年3月時点においては995万件まで減少しました。

- ② 旧社会保険庁において平成19年12月から20年10月までの間に送付したねんきん特別便（全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付）については、平成22年3月26日現在で約8,084万人から回答（特別便の未回答者でねんきん定期便で回答をいただいた方を含む）をいただき、このうち、約97%の方（約7,859万人）の年金記録の確認作業が完了しました。
- ③ コンピュータ上で管理されている年金記録を正確なものとするため、紙台帳等で管理されていた記録の内容とコンピュータ記録との突合せを行うこととし、そのために必要となる紙台帳検索システム（年金記録情報総合管理・照合システム）の構築に向け、紙台帳の電子画像化、アプリケーションソフトの開発、機器の整備等を進めました。また、紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業については、今後、平成22年秋頃までに開始することとし、そのために必要となる突合せ作業マニュアルの策定や突合せ業務の外部委託の調達に向けた手続き等の準備を進めました。
- ④ 被保険者記録の訂正に伴い必要となる年金額の再計算等の迅速な処理を行うため、事務処理体制の強化を図りました。その結果、平成22年3月末時点で、再裁定の処理期間については2.3か月、時効特例給付の処理期間については2.9か月となっています。
- ⑤ 平成21年12月より厚生年金受給者等に対し、「厚生年金加入記録のお知らせ」を送付を開始し、標準報酬を含む年金記録に関する情報の提供を行いました。（平成22年3月末までに約920万人へ送付。最終的には、平成22年11月までに、厚生年金受給者等（約2,800万人）に送付予定。）

3 国民年金、厚生年金保険等の適用・徴収、年金給付・相談の取組状況

(1) 国民年金の適用促進、保険料納付率の向上

国民年金の適用（加入手続き）の促進については、住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した全ての20歳到達者について、加入の届出勧奨を行うとともに、勧奨を行ってもなお届出がなされない場合には、年金手帳を送付し、第1号被保険者としての資格取得等の手続きを行いました。（平成21年度末現在第1号被保険者数1,985万人）

また、国民年金保険料の収納については、①国民年金保険料の未納期間（現年度のみ）を有する者に対し、納付勧奨のチラシを同封した1か月単位の分割納付書を送付し、納付督励を実施②保険料の負担能力がありながら、納付義務を果たさない未納者に対し、強制徴収による厳格な対応を実施（平成21年度最終催告状送付件数17,131件、督促状送付件数10,061件、差押件数3,092件）③資格取得時における口座振替勧奨、ダイレクトメールによる勧奨（平成21年度口座

振替勸奨DM送付件数133万件)等による口座振替の推進④市町村から提供される所得情報に基づく免除等申請勸奨の実施に重点的に取り組みました。

なお、納付督励業務については全ての年金事務所において、免除勸奨業務については127か所の年金事務所において、市場化テスト受託事業者により実施しましたが、事業実績に関する要求水準は達成できていない状況です。その要因として、低コストの電話督励が中心的手法となり、戸別訪問の実施が委託前と比べて大幅に減少していること等が考えられます。

このため、平成22年10月に更改が予定されている185か所の年金事務所に係る業務の委託に当たって、入札方式や実施要項の見直しを行うとともに、受託事業者との情報交換や連携強化に取り組んでいく方針としています。

また、納めやすい環境づくりとして、コンビニエンスストアでの納付、インターネットや携帯電話などによる電子納付、クレジットカードによる納付方法について、納付書の裏面への記載や同封リーフレット等により納付方法の周知を図り、その利用促進に努めました。(平成21年度のコンビニエンスストアでの納付1,107万件、インターネットや携帯電話等の電子納付42万件、クレジットカードによる納付78万件)

(2) 厚生年金保険・健康保険・船員保険等の適用促進、徴収対策の推進

未適用事業所等の把握及び適用(加入手続き)の促進については、旧社会保険庁における取組を継続し、①民間委託による適用勸奨②機構職員による重点的な加入指導や認定による加入手続き等を実施しました。

これらの取組による実績については、前年度と概ね同程度の水準となっておりますが、年金記録問題への対応を優先したこと等から、中期計画の当面の目標である「社会保険庁における平成18年度の実績水準」を大きく下回っており、未適用事業所の解消に向けて、一層の努力を要する状況となっております。

なお、平成22年3月末現在で、機構が未適用事業所として把握している事業所数は、111,990事業所となっております。

・ 職員の戸別訪問による重点的な加入指導事業所数	
1,652事業所(20年度)	→ 3,390事業所(21年度)
・ 適用促進対策を講じた結果、適用した事業所数	
3,381事業所(20年度)	→ 3,139事業所(21年度)
・ うち認定による加入手続き(いわゆる職権適用)実施数	
21事業所(20年度)	→ 34事業所(21年度)
・ 事業所調査件数	
45,933事業所(20年度)	→ 47,402事業所(21年度)

保険料の徴収対策の推進については、納付期限内の納入を確実なものとするため、各事業所に対する口座振替による保険料納付の促進に努めましたが、厳しい経済状況の下で、口座振替を辞退する事業所が増加し、平成21年度末口座振替実施率は81.2%となり、前年度の実績(81.9%)を下回りました。

滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分については、口座振替不能となった事業所に対して電話による納付督促を実施、督促指定期限までに納付されない事業所には来所通知書による呼出徴収、来所に応じない事業所については臨場し納付督促を実施するなど確実な徴収と滞納防止に努めました。また、長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事案等に対しては、金融機関に預貯金、取引先事業所及び不動産等の財産調査を行い、差押予告通知等による納付督促に努め、納付計画を示さない事業所に対しては、差押えの実施による確実な滞納整理に努めました。

しかし、厳しい経済情勢の下で滞納事業所数が大幅に増加したこと等から、厚生年金保険の保険料収納率についても、平成21年度においては98.0%となり、平成20年度実績98.4%を下回ることとなりました。

(3) 迅速かつ正確な年金給付の実施

年金請求書を受け付けてから年金が決定され、年金証書が請求者に届くまでの標準的な所要日数をサービススタンダードとして設定し、迅速な決定、年金のお支払いに取り組んでいます。

平成21年度の達成状況は、老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金について、加入状況の再確認を要する場合は60%後半～80%半ばとなっておりますが、加入状況の再確認を要しない場合は30%前半～40%後半と低い達成率となっております。また、障害基礎年金は80%以上となっておりますが、障害厚生年金は10%と極めて低い達成率にとどまっています。

サービススタンダード達成率が低調な原因としては、年金記録問題への対応を優先したことによる影響、設立当初の混乱、受給者の増加等が考えられますが、地域の実情に応じて事務センター等の処理体制の見直しを行うなど、達成率の改善に向けた取組を進めています。特に、障害厚生年金について、審査体制強化を進めています。

旧社会保険庁において、平成21年12月18日から24日にかけて、社会保険オンラインシステム上の記録では25年の受給資格期間を満たさない方(約50万件)に対して、合算対象期間(カラ期間)の有無などについての注意喚起を行い、併せて任意加入制度の周知を図るためのお知らせ(「年金加入期間に関するお知らせ」)を送付しました。

この「お知らせ」の送付対象者については、機構設立後において、年金相談や年金の決定の状況についてフォローアップを行っており、10,039人の方について年金の決定を行いました。

(4) 年金相談の充実

年金相談の充実については、①年金事務所において、昼休み時間帯における年金相談を実施するとともに、毎週月曜日の窓口開所時間の延長（19時まで）及び第2土曜日における年金相談を実施、②コールセンターにおいて、「厚生年金加入記録のお知らせ」の実施による相談の増加に対応するため、平成22年2月1日から、専用ダイヤルを600席から800席へ200席増席、③窓口の混雑状況のホームページでの提供、混雑時の待ち時間の目安の表示、予約制の導入（312年金事務所中186事務所（平成22年3月末現在））を実施、④全国51か所の年金相談センターにおける年金相談について、平成22年1月から全国社会保険労務士会連合会に委託、等に取り組みました。

これらの取組の結果、年金事務所窓口（312か所）における年金相談については、平均待ち時間（13時現在）の状況は平成22年3月現在、30分以上1時間未満が108事務所、1時間以上が45事務所と、依然としてお客様を長時間お待たせしている状況にありますが、待ち時間が1時間以上となっている事務所数は、1月以降、徐々に減少してきています。

また、コールセンターについては、「ねんきんダイヤル」の平成22年1月から3月までの応答率（総呼数に対する応答呼数の割合）は45.8%（平成21年度の応答率44.3%）、「ねんきん定期便専用ダイヤル」の平成22年1月から3月までの応答率は94.6%（平成21年度の応答率92.5%）となっています。

お問い合わせは、機構から発送する各種の通知に関するものが多く、特に平成22年2月は、扶養親族等申告書の2月定期支払額への反映及び源泉徴収票の発行という季節的な要因により「ねんきんダイヤル」の応答率が低い水準にとどまりました。

4 お客様の声を反映させる取組

機構は、「わかりやすい言葉で丁寧に説明する」、「お待たせ時間の短縮に努める」、「お知らせ文書や届出・申請書類は、できるだけわかりやすく、読みやすくする」、「迅速な対応により、正しく確実に、できるだけ早く年金をお届けする」といった具体的な目標を掲げた「お客様へのお約束10か条（以下「お約束10か条」という。）」を策定しました。

機構では、お約束10か条を実現させるとともに、お客様にとって、身近で信頼される組織を目指し、お客様の立場に立ったサービスを提供するため、以下の取組を行いました。

- ① 現場職員からの提案・意見をもとに、お客様に年金制度に関する専門用語などをできる限りわかりやすくご説明する際の参考資料として、「わかりやすい言葉置き換え例集」を作成し、年金相談などにおいて、その活用に努めました。

② お客様向けのお知らせ文書や届出・申請書類を、できるだけわかりやすく、読みやすいものとするため、機構内に「文書審査チーム」を立ち上げ、新たにお客様向けにお送りする文書を中心に、順次、審査・改善を行いました。更に、高齢者、主婦、学生など一般の方から文書を受け取る立場でのご意見を伺うモニターを公募・委嘱し、「お客様向け文書モニター会議」を設置しました。

③ 年金事務所及びブロック本部においてお客様の声を収集する仕組みとして、各年金事務所等に「ご意見箱」を設置し、お客様からのご意見・ご要望を募りました。また、年金事務所窓口など現場で受け付けたお客様の声を現場から直接本部に報告する仕組みを定めた「お客様の声対応要領」を制定するとともに、機構ホームページに「理事長へのメール・理事長への手紙コーナー」を設けることにより、幅広くお客様の声の集約・分析に努めました。これらの集約結果については、毎週公表を行っています。なお、平成22年1月から3月末時点で受け付けた「お客様の声」の件数は3,792件となっています。

これらのご意見を踏まえ、年金額の再計算の迅速化や待ち時間の短縮化に努めるなど、できるものから順次改善に取り組みました。

5 業務運営の効率化に関する取組

業務の合理化及び効率化を図るため、お客様と直接接する年金事務所等一線の職員の声を収集し、業務改善を行う取組として、職員提案制度を設け、提案のあった全ての内容について個別に評価し、その結果を一定のサイクルでフィードバックすることとしました。

また、事務処理誤りの再発防止のため、職員から再発防止策に係る意見募集を行い、職員から304件の提案が寄せられました。今後、これらの提案をもとに事務処理誤り再発防止のための総合対策を取りまとめる予定です。

一般管理費（人件費を除く）の執行額については、年金事務所等の修繕費の削減や予備費予算を使用しなかったこと等により、当初予算額（27.2億円）を3.3億円（12.3%）下回りました。また、業務経費の執行額については、年金受給者への標準報酬月額のお知らせについての相談等が集中しないように平成21年度の発送件数の一部を翌年度発送に変更したことやオンライン記録と紙台帳の記録との突合せ事業を翌年度から実施することとしたことなどに伴う業務量の見直し（140.7億円）や、入札の実施に伴う調達コストの低減等（42.9億円）により、当初予算額（529.8億円）を183.6億円（34.6%）下回りました。

この他、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画（平成20年7月29日閣議決定）」に基づく業務の外部委託の推進、契約の競争性・透明性の確保及びコスト削減に努め、平成21年度契約額は、同調達計画額に対し6.4%の削減となりました。

6 内部統制システムの構築

内部統制システムの構築については、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、①コンプライアンス確保②業務運営における適切なリスク管理③業務の有効性・効率性の確保④適切な外部委託管理⑤情報の適切な管理・活用⑥業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善⑦ITへの適切な対応の7つの事項をその取組の柱と位置づけ、それぞれに対応する規程の制定など仕組みを整備しました。

特に、コンプライアンス確保については、外部弁護士を含むコンプライアンス委員会、法令違反通報の窓口（内部及び外部）を設置しました。また、意識啓発のための役職員必携等の冊子等の配布、機構LANを活用した職場内研修などの取組を行うとともに、新規採用者を対象とした集合研修や本部管理職を対象とした外部講師によるセミナーなどを実施しました。

なお、法令違反等通報制度による受付件数は82件、この他、事件・事故・事務処理誤り報告、コンプライアンス問題事案報告、お客様の声報告などの中から、コンプライアンス問題事案としての対応が必要であると判断した事案11件について、調査を実施し、所要の対応を進めています。

7 人事及び人材育成

一体的な組織づくりや能力・成果の適正な評価などを柱とした人事方針を定めるとともに、人事方針に基づく職員の異動、昇格・降格などに関する基本ルールを定めた人事管理規程を策定しました。

機構発足に当たっては、正規・准職員併せて約1,800人の民間出身者を採用しました。また、年金事務所長については、幹部候補が早い時期に経験するポストとして位置づけ、若手、中堅からの選抜登用（45才以下24人）や民間出身者からの人材登用（51人）を積極的に行いました。

また、平成22年4月から人事評価制度を実施するため、人事評価制度実施規程など関連の諸規程を整備するとともに、研修の実施により、制度の周知・理解を図りました。

さらに、通信研修、内部資格制度、外部資格取得費用補助制度及びチューター制度などの実施を定めた人材育成規程を策定し、これらの制度を具体化するための研修体系の構築に着手しました。

平成21年度計画

平成21年度計画に対する取組状況

I 年金記録問題への対応に関する事項

年金記録問題の解決に向け、以下の取組を進める。特に、ねんきん特別便、ねんきん定期便の処理及び再裁定の迅速化について、重点的に体制を整備して取り組む。

(1) 年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明

- ・ 各種のサンプル調査の実施などを通じて未解明事案についての実態解明を進める。

(2) 基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明

- ・ 未統合記録については、「ねんきん特別便」・「ねんきん定期便」、各種解明作業に基づく「年金記録の確認のお知らせ」（黄色便）等の回答に係る記録確認作業を引き続き実施することにより、解明・統合を進める。

○年金記録問題の解決に向けた取組を計画的に進めるため、ねんきん特別便やねんきん定期便の処理、再裁定期間の短縮等に係る具体的な目標を盛り込んだ「年金記録問題への対応の実施計画（工程表）」（以下「工程表」という。）を取りまとめ、平成22年3月29日に公表しました。

【別表1：工程表概要】

○現在、国民の皆様にお送りした「ねんきん特別便」（※1）、「年金記録の確認のお知らせ」（黄色便）（※2）、「ねんきん定期便」（※3）等に関し、ご本人から申出のあった記録の調査等を行い、基礎年金番号に統合されていない記録（以下「未統合記録」という。）の解明・統合を進めています。

《用語解説》

（※1）全ての受給者・加入者（約1億9百万人）に加入記録を送付（平成19年12月から平成20年10月まで）し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

（※2）平成18年6月時点において5,095万件あった未統合記録について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に平成20年6月から平成21年12月の間に「年金加入記録のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っている。

（※3）平成21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

年金記録問題への対応の実施計画 (工程表) <概要>

(平成22年3月26日理事会決定)

	22年度										23年度	24年度	25年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月					
1 ねんきん特別便 (1) 受給者及び事務所来訪加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分 (2) 加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分	処理困難ケース			→			〔22年7月末を目途に確認作業を行う〕				(注) 共済期間の確認を要するものについては、共済過去記録により確認を行うことができるものは左記により作業を行い、更に共済組合等への照会を要するものは、共済組合等から速やかに回答を得て迅速に処理することを目指す。			
	→											〔22年9月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕		
	処理困難ケース			→			〔22年7月末を目途に確認作業を行う〕							
	→											〔22年7月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕		
2 フォローアップ照会	→										〔22年7月末を目途に確認作業を行う(市区町村からの情報提供が遅れたものを除く)〕			現在の対象者以外のフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるためサンプル的なフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討
3 厚生年金等の旧台帳記録(約1466万件)に係る調査	→										〔22年7月末を目途に確認作業を行う〕			グレー便を送付した68万件以外のものについて、住基ネットとの突合せを行い、新たな年金受給につながる可能性がある方に対するお知らせ等の対応を検討
※22年3月末で未処理のグレー便対象案件														
4 年金記録の確認のお知らせ(黄色便)	→										〔22年12月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕			
※22年3月以前受付分														
5 ねんきん定期便	→										〔22年12月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕			
※22年3月以前受付分														
6 標準報酬等の遡及訂正事案	→										〔22年6月末を目途に年金事務所段階における記録回復を進める〕			これまでの救済事案の分析とともに、1条件のみ、2条件のみ該当のサンプル調査等を行い、更なる記録回復方を検討
※2万件戸別訪問対象の従業員事案の新基準等に基づく記録回復														
7 年金事務所段階での記録回復の促進	→										→			・21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める ・これまでの第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方を検討

	22年度												23年度	24年度	25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月						
8 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、引き続ききめ細やかな相談対応を行う。 ・上記相談対応の状況等についてフォローアップを行い、3月末の状況を踏まえ必要な対応を行う。 ・受給資格期間(25年)を満たしている者への具体的対応策を検討・実施 </div>														
9 受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">発送</div>												22年11月末までに送付を完了		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">処理</div>												23年3月以前受付分を23年12月末までを目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)		
10 厚生年金基金記録との突合せ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">22年3月以前受付分を22年12月末までを目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)</div>												24年10月末までに基金等から報告があったものについて25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める		
	▲4月を目途に1次審査開始												▲10月を目途に2次審査開始		
11 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">国年特殊台帳等</div>												▲6月末までを目途に二次審査終了		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">国年被保険者名簿、厚年被保険者名簿</div>												▲9月末までを目途に本人にお知らせ		
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・22年度中には、25年度までの4年間で全件照合を完了できる実施体制を整備。 ・23年度までの2年間に集中的に取り組む。 </div>												▲秋ごろまでには作業開始		
12 再裁定等	○再裁定の進達: 年金事務所における申出受付から本部への進達について平均処理期間を0.5か月とすることを旨とする。 ○再裁定の処理: 難易度の高い案件も含め、2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)で処理できることを旨とする。 ○時効特例給付: 支払いのための期間を22年6月末までに概ね2か月程度とすることを旨とする。 ○特別加算金の支給: 遅延加算法に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。														

※環境の整備等

- ① 自宅や市区町村、郵便局等における年金記録の確認
 - ・23年3月までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。
 - ・その上で、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進める。
- ② 相談体制の整備
- ③ 関係団体等への協力依頼
- ④ 各種お知らせの未送達分への対応の検討

○旧社会保険庁において処理を行ってきた「ねんきん特別便」に係る記録確認作業（平成 19 年度～）、「年金記録の確認のお知らせ」（黄色便）に係る記録確認作業（平成 20 年度～）、「ねんきん定期便」に係る記録確認作業（平成 21 年度～）について、平成 22 年 1 月以降、日本年金機構（以下「機構」という。）において継続して処理を行いました。

【参考 1】平成 22 年 3 月末までの処理件数

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ① ねんきん特別便 | 12,751,568 件 (523,852 件) |
| ② 「年金記録の確認のお知らせ」（黄色便） | 1,014,490 件 (289,242 件) |
| ③ ねんきん定期便 | 654,354 件 (361,214 件) |

※（ ）内の件数は、機構における処理件数（平成 22 年 1 月から 3 月）

【参考 2】平成 22 年 3 月末時点の残件数

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ① ねんきん特別便 | 576,760 件 |
| ② 「年金記録の確認のお知らせ」（黄色便） | 393,431 件 |
| ③ ねんきん定期便 | 734,286 件 |

○また、これまでに記録回復が図られた事案や年金記録確認第三者委員会（※4）におけるあっせん事案及び非あっせん事案について分析を行うとともに、下記のようなサンプル調査について実施又は実施準備し、さらなる記録回復のための方策の検討を行いました。

- ・ 脱退手当金（※5）の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金被保険者期間がある記録（約 19 万件）についてのサンプル調査を実施しました。2 月末までに本人調査を実施した事案の中間集計によれば、面接できた方の約 1 割が、実際には脱退手当金の支給を受けていないと回答しています。
- ・ 標準報酬月額の不適正な遡及訂正が行われた可能性のある記録については、これらの抽出に用いた 3 条件のうち、2 条件のみ又は 1 条件のみに該当する記録についてのサンプル調査の実施を準備しました。（4 月から調査開始）

《用語解説》

(※4) 年金記録の確認について、国（厚生労働省）側に記録がなく、本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務とする、総務省に設置された委員会のことを言います。年金記録の訂正が必要と判断された場合、その結果を踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣に対しあっせんを行います。

(※5) 厚生年金保険制度への加入期間が短く年金を受け取る権利が発生しない方に対して、請求に基づき支払う一時金であり、その支払を受けた場合には、その算定対象となった加入期間は年金支払の対象外となります。

この脱退手当金制度は、厚生年金保険制度発足当初において、保険料の掛け捨てが生じることができるだけ避けるために設けられていたものですが、昭和60年の年金制度改正において基礎年金制度を導入したことに伴い、原則として廃止されています。

○これらの取組の結果、平成18年6月に5,095万件あった未統合記録のうち、「既に統合済みの記録」は、平成19年12月時点の310万件から平成22年3月時点においては1,403万件に増加し、「統合済みの記録」「一定の解明がなされた記録」「解明作業が進展中の記録」を除いた「今後、更に解明を進める記録」は、平成19年12月時点の2,445万件から平成22年3月時点においては995万件まで減少しました。

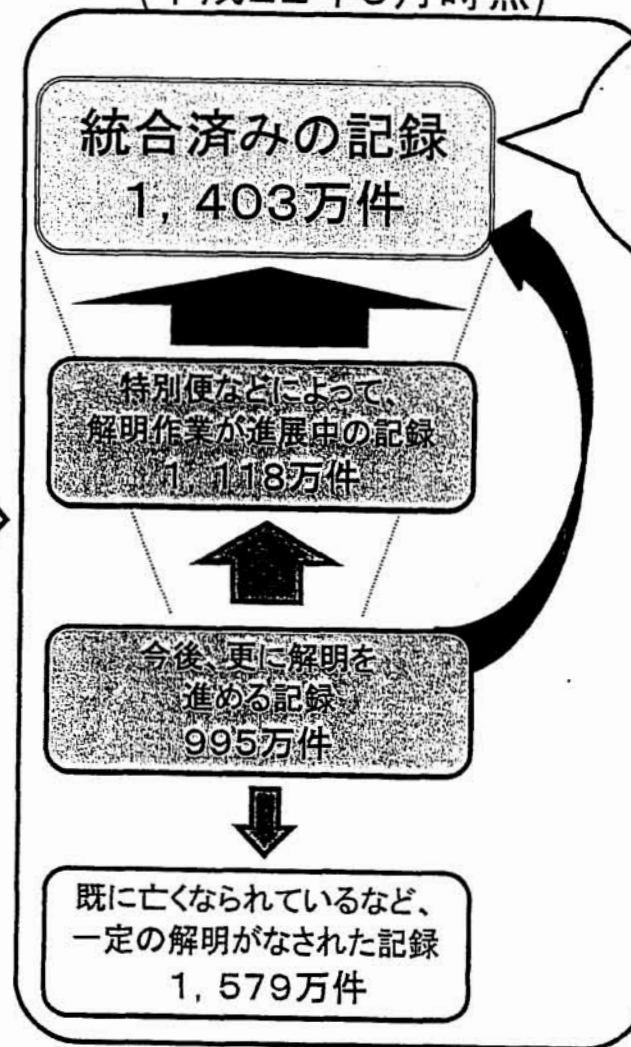
【別表2：未統合記録の統合・解明の推移】

未統合記録5,095万件の解明状況

(平成18年6月時点)



(平成22年3月時点)



平成18年6月に
5,095万件あった
未統合記録のうち、
1,403万件が
統合済み

平成21年度計画	平成21年度計画に対する取組状況
<p>(3) 受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市町村との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者・加入者の年金記録について、ねんきん特別便による確認作業を行う。 ・ 年金受給者に送付した名寄せ特別便に対して「訂正なし」と回答した方及び未回答の方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方には、記録確認の注意喚起の文書、特別便に未回答の方には回答のお願いをねんきん定期便に同封する。 ・ 電話番号等の情報提供及び電話や訪問による記録の確認調査に協力いただける市区町村と連携を図り、年金記録の確認の促進を図る。 	<p>○旧社会保険庁において平成19年12月から20年10月までの間に送付したねんきん特別便（全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付）については、平成22年3月26日現在で約8,084万人から回答（特別便の未回答者でねんきん定期便で回答をいただいた方を含む）をいただき、このうち、約97%の方（約7,859万人）の年金記録の確認作業が完了しました。</p> <p>○加入者に送付した名寄せ特別便（※6）に「訂正なし」と回答された方又は未回答の方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方には、ねんきん定期便に名寄せ記録の一部を同封して記録確認の注意喚起又は回答の勧奨を行いました。（平成21年度送付数：約121万件）</p> <p>○加入者のうち、全員特別便（※7）に未回答の方に対しては、ねんきん定期便に「回答のお願い」を同封しました。（平成21年度送付数：約2,000万件）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>《用語解説》</p> <p>（※6）平成18年6月時点において5,095万件あった未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録を氏名、性別及び生年月日の3情報を用いて突合せ、一致した方1,030万人に対して送付した「ねんきん特別便」のことを言います。</p> <p>（※7）ねんきん特別便は全ての年金受給者・加入者に対して送付しましたが、そのうち、名寄せ特別便以外の特別便のことを言います。</p> </div> <p>○年金受給者に送付した名寄せ特別便に「訂正なし」と回答された方又は未回答の方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方に対しては、旧社会保険事務所等において個別にご本人に記録の確認を行ってきましたが、旧社会保険事務所等ではご本人の連絡先が分からず接触できない方について、市区町村へ協力を求め、その方の電話番号や住所の把握、可能な場合には記録の調査のお願いを行って来ました。</p>

	<p>その結果、平成 22 年 3 月末現在で、約 1,451 市区町村から協力いただける旨の回答をいただき、同月末までに 1,347 の市区町村において調査を行っていただきました。その結果、調査対象 41,530 人のうち、26,780 人の電話番号や住所等が把握され、市区町村及び年金事務所における確認により、5,508 人について記録がご本人のものであることを確認できました。また、これらの方のうち、申し出をいただき記録の訂正が行われた方は 2,656 人であり、当該記録訂正による年金額の増加額の合計は約 1 億 2,753 万円となりました。</p>
<p>(4) 年金記録情報総合管理・照合システムによるコンピュータ記録と紙台帳の突合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金記録情報総合管理・照合システムの構築に向けて、紙台帳の電子画像化、アプリケーションソフトの開発、サーバ等のハード機器の整備等を進めるとともに、紙台帳とコンピュータ記録との突合せに向けて、第 1 次審査要員の確保等必要な調達手続きを進める。 	<p>○コンピュータ上で管理されている年金記録を正確なものとするため、紙台帳等で管理されていた記録の内容とコンピュータ記録との突合せを行うこととし、そのために必要となる紙台帳検索システム（年金記録情報総合管理・照合システム）の構築に向け、紙台帳の電子画像化、アプリケーションソフトの開発、機器の整備等を進めました。</p> <p>また、紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業については、今後、平成 22 年秋頃までに開始することとし、そのために必要となる突合せ作業マニュアルの策定や突合せ業務の外部委託の調達に向けた手続き等の準備を進めました。</p>

平成21年度計画	平成21年度計画に対する取組状況																										
<p>(5)年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行なうための体制を整備する。 	<p>○平成22年1月の機構発足時においては、社会保険庁における豊富な業務経験を有する職員の減少や、新規採用職員の配置に伴い新たな体制になったことにより、人員体制が十分に確保されなかった状況にあったため、年金事務所における再裁定(※8)の申出受付から本部への進達(※9)までに要する平均処理期間の短縮化に向けて、平均処理期間や未進達件数が増加している年金事務所に対して、1月以降の処理状況を把握したうえで、業務方法等について指導を行うなど、取組を推進しました。その結果、平均処理期間については0.6か月で横ばいですが、未進達件数については減少しました。</p> <p>＜用語解説＞</p> <p>(※8、※9)再裁定とは、年金受給者の受給権発生日以前の被保険者記録を訂正したことで年金の決定を改めて行う処理のことを言い、進達とは、その再裁定の申出書等を年金事務所(事務センター)から機構本部に送付する事務処理のことを言います。</p> <table border="1" data-bbox="852 821 2036 962"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年1月</th> <th>平成22年2月</th> <th>平成22年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>0.6か月</td> <td>0.6か月</td> <td>0.6か月</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>2.5万件</td> <td>2.3万件</td> <td>2.0万件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○再裁定等の迅速な処理を行うため、平成22年1月中旬より、ブロック本部、年金事務所から複雑な事務処理に精通した職員90名を再裁定業務を行う本部に派遣し、事務処理体制の強化を図りました。</p> <p>○再裁定の平均処理期間については、平成22年3月末時点で2.3か月となっています。</p> <table border="1" data-bbox="852 1233 2054 1369"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年1月</th> <th>平成22年2月</th> <th>平成22年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>2.4か月</td> <td>2.4か月</td> <td>2.3か月</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>12.7万件</td> <td>11.1万件</td> <td>8.4万件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別表3：機構発足以前からの処理状況の推移】</p>				平成22年1月	平成22年2月	平成22年3月	平均処理期間	0.6か月	0.6か月	0.6か月	未処理件数	2.5万件	2.3万件	2.0万件		平成22年1月	平成22年2月	平成22年3月	平均処理期間	2.4か月	2.4か月	2.3か月	未処理件数	12.7万件	11.1万件	8.4万件
	平成22年1月	平成22年2月	平成22年3月																								
平均処理期間	0.6か月	0.6か月	0.6か月																								
未処理件数	2.5万件	2.3万件	2.0万件																								
	平成22年1月	平成22年2月	平成22年3月																								
平均処理期間	2.4か月	2.4か月	2.3か月																								
未処理件数	12.7万件	11.1万件	8.4万件																								

○また、再裁定後の時効特例給付の処理期間については、平成 22 年 3 月末時点で 2.9 か月となっています。

	平成 22 年 1 月	平成 22 年 2 月	平成 22 年 3 月
平均処理期間	2.5 か月	2.4 か月	2.9 か月
未処理件数	28.1 万件	26.3 万件	32.1 万件

* 平成 22 年 3 月は、遅延特別加算金法の施行日が確定するまで、時効特例給付の支給決定を保留したことから、平均処理期間及び未処理件数が増加しています。

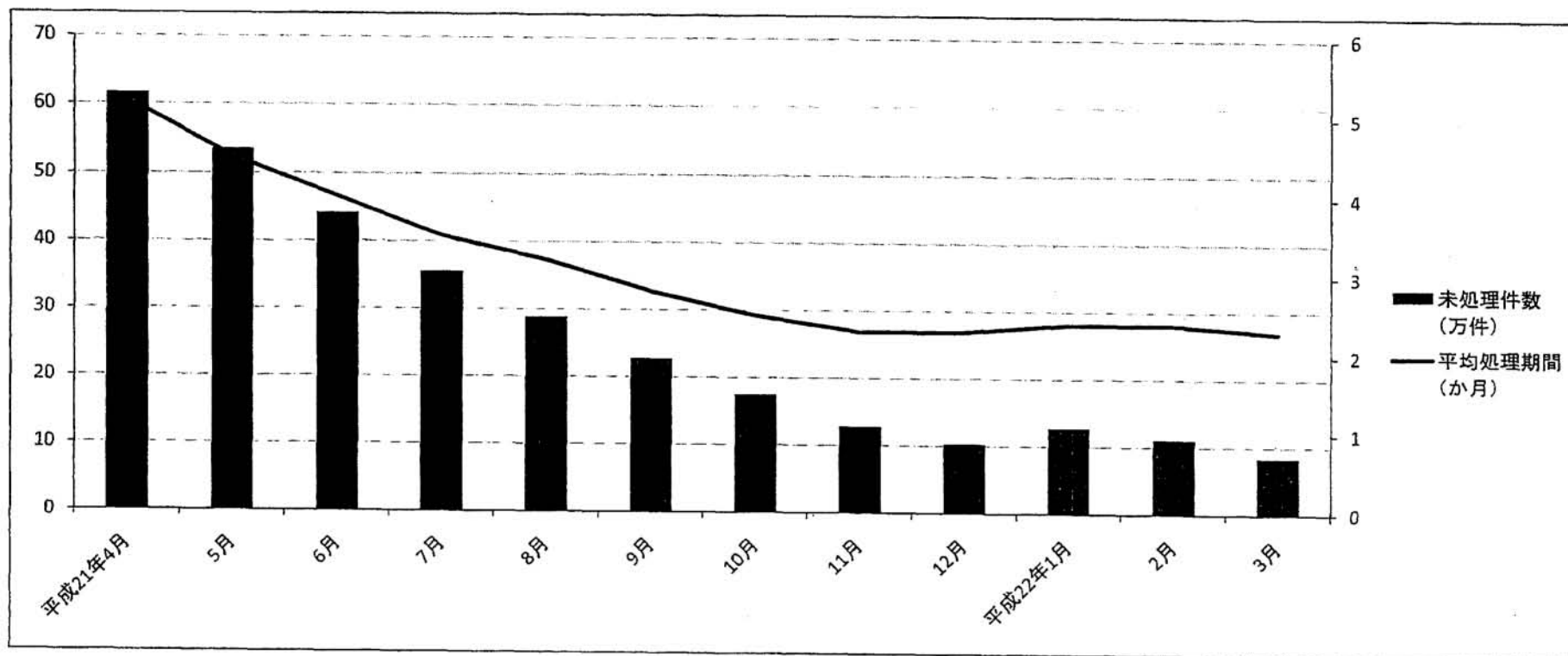
○なお、再裁定の処理の迅速化については、平成 22 年 3 月に策定した「工程表」において、以下の目標を掲げ、取り組むこととしました。

- ・年金事務所における再裁定の申出受付から本部への進達について、平均処理期間を 0.5 か月とすることを目指す
- ・再裁定の処理については、難易度の高い再裁定案件も含め、2.5 か月程度（進達期間を合わせて 3 か月程度）で処理できることを目指す
- ・時効特例給付については、支払いのための期間を平成 22 年 6 月末までに概ね 2 か月程度とすることを目指す

○また、年金記録の訂正による年金額の増額は、平成 22 年 1 月から 3 月までで、約 38 億円となっています。

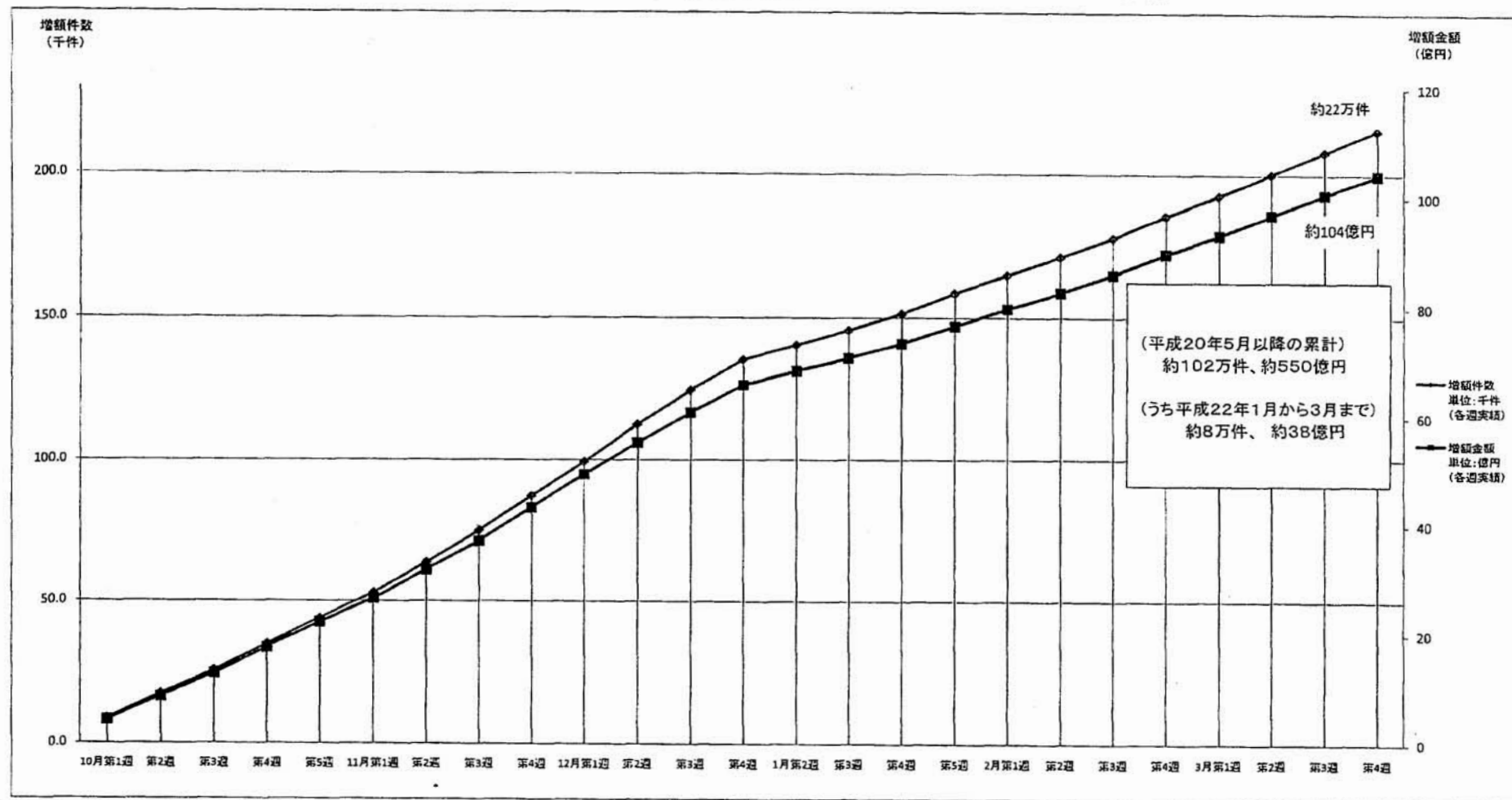
【別表 4：記録訂正による年金額（年額）の増額（累計）】

機構本部で受け付けてから再裁定の処理に要する平均処理期間及び未処理件数の推移



	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
平均処理期間 (か月)	5.2	4.5	4.0	3.5	3.2	2.8	2.5	2.3	2.3	2.4	2.4	2.3
未処理件数 (万件)	61.7	53.6	44.2	35.5	28.8	22.8	17.4	12.8	10.3	12.7	11.1	8.4

記録訂正による年金額(年額)の増額[累積]



	10月					11月				12月				1月				2月				3月			
	10月第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週
増額件数 単位:千件 (各週実績)	8.7	17.2	25.5	34.6	43.8	52.8	63.3	74.6	86.9	99.2	112.5	124.5	135.3	140.5	145.7	151.5	158.6	164.9	171.3	177.9	185.6	192.6	200.2	208.0	215.5
	(8.7)	(8.5)	(8.3)	(9.1)	(9.2)	(9.0)	(10.5)	(11.3)	(12.3)	(12.3)	(13.3)	(12.0)	(10.8)	(5.2)	(5.2)	(5.8)	(7.1)	(6.3)	(6.4)	(6.6)	(7.7)	(7.0)	(7.6)	(7.8)	(7.5)
増額金額 単位:億円 (各週実績)	4.3	8.5	12.7	17.4	22.1	26.5	31.7	37.0	43.2	49.4	55.3	60.9	65.9	68.5	70.9	73.6	76.8	79.9	82.8	86.1	89.9	93.3	97.0	100.7	104.2
	(4.3)	(4.2)	(4.2)	(4.7)	(4.7)	(4.4)	(5.2)	(5.3)	(6.2)	(6.2)	(5.9)	(5.6)	(5.0)	(2.6)	(2.4)	(2.7)	(3.2)	(3.1)	(2.9)	(3.3)	(3.8)	(3.4)	(3.7)	(3.7)	(3.5)

(注1) この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

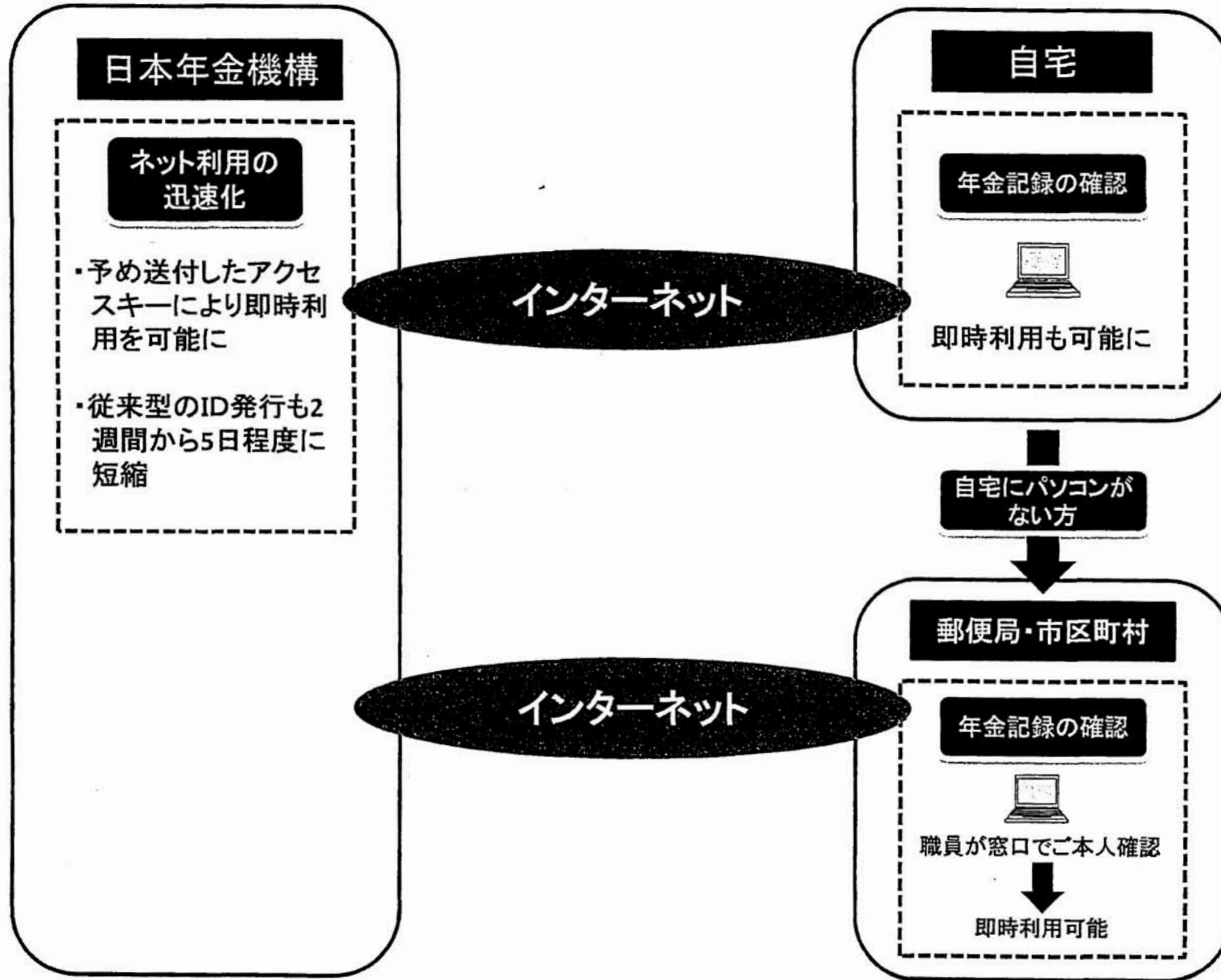
(注2) 週次報告を始めた平成21年10月第1週からの実績を累計したもの。

平成21年度計画	平成21年度計画に対する取組状況				
<p>(6) 標準報酬等の遡及訂正事案についての実態 説明・迅速な記録回復</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者への「ねんきん定期便」や受給者への「厚生年金加入記録のお知らせ」の送付等により、ご本人に記録を確認していただくことを通じて、被害の救済を速やかに進める。 一定の条件を満たす場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階での記録回復を行うことにより、被害の救済を速やかに進める。 	<p>○旧社会保険庁当時の平成21年12月より厚生年金受給者等に対し、「厚生年金加入記録のお知らせ」の送付を開始し、標準報酬を含む年金記録に関する情報の提供を行いました。(平成22年3月末までに約920万人へ送付。最終的には、平成22年11月までに、厚生年金受給者等約2,800万人に送付予定。)</p> <p>○従業員であった方の事案であって、本人が所有する給与明細書等や雇用保険の記録等により勤務や給与の実態が確認できる場合や、不適正な処理の可能性のある記録(約6.9万件)について、一定の条件を満たす場合については、年金記録確認第三者委員会へ送付することなく、年金事務所において記録回復を行うことにより、速やかな年金額の回復を図りました。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>平成22年3月末現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・年金事務所における記録回復の実績(累計)</td> <td style="text-align: right;">873件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">うち、厚生年金受給者(約2万件)の戸別訪問による 確認・調査の結果、記録回復したもの</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">555件</td> </tr> </table> </div>	・年金事務所における記録回復の実績(累計)	873件	うち、厚生年金受給者(約2万件)の戸別訪問による 確認・調査の結果、記録回復したもの	555件
・年金事務所における記録回復の実績(累計)	873件				
うち、厚生年金受給者(約2万件)の戸別訪問による 確認・調査の結果、記録回復したもの	555件				

平成21年度計画	平成21年度計画に対する取組状況
<p>(7)ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入者情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者に対して、保険料納付実績や年金見込み額をお知らせする「ねんきん定期便」を送付する。 ・ 自分の年金記録（年金見込額及び保険料納付額を含む）を常に確認可能とする仕組みの構築に向けて検討する。 	<p>○旧社会保険庁当時の平成21年4月より、全ての被保険者の方に対し、誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、年金記録に関する情報の提供を行いました。（平成22年3月末までに、6,673万人に送付）</p> <p>○平成23年2月を目途に、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにするとともに、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにすることとしました。現在、この実現に向けた検討を進めています。</p> <p>【別表5：インターネットによる年金記録の確認】</p>

インターネットによる年金記録の確認(イメージ図)

(別表5)



平成21年度計画	平成21年度計画に対する取組状況																		
<p>その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。</p>	<p>○重複した基礎年金番号の解消に向けては、旧社会保険庁当時の平成21年6月及び10月、機構発足後の平成22年2月に、機械的に同一人調査（氏名、性別、生年月日、住所の4項目一致者）を行い、重複付番の解消処理を行いました。</p> <p>平成22年2月調査（3月送付）重複付番判明件数及び解消処理件数</p> <table data-bbox="952 542 1882 638"> <tr> <td>重複付番判明件数</td> <td>3,358件</td> </tr> <tr> <td>3月末時点解消処理件数</td> <td>1,145件（6月までに解消処理予定）</td> </tr> </table> <p>【参考】</p> <p>平成21年6月調査（7月送付）重複付番判明件数（7月～10月に解消処理）</p> <table data-bbox="907 766 1496 909"> <tr> <td>重複付番判明件数</td> <td>4,265件</td> </tr> <tr> <td>（旧社会保険庁時に解消した件数）</td> <td>3,898件</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>367件</td> </tr> </table> <p>平成21年10月調査（11月送付）重複付番判明件数（11月～2月に解消処理）</p> <table data-bbox="907 989 1837 1260"> <tr> <td>重複付番判明件数</td> <td>3,622件</td> </tr> <tr> <td>（旧社会保険庁）平成22年11～12月処理件数</td> <td>2,684件</td> </tr> <tr> <td>（日本年金機構）平成22年1月～2月処理件数</td> <td>492件（処理件数総計 3,176件）</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>446件</td> </tr> </table> <p>（注）各調査の未処理件数は、次回調査の重複付番判明件数に再度含まれます。</p>	重複付番判明件数	3,358件	3月末時点解消処理件数	1,145件（6月までに解消処理予定）	重複付番判明件数	4,265件	（旧社会保険庁時に解消した件数）	3,898件	未処理件数	367件	重複付番判明件数	3,622件	（旧社会保険庁）平成22年11～12月処理件数	2,684件	（日本年金機構）平成22年1月～2月処理件数	492件（処理件数総計 3,176件）	未処理件数	446件
重複付番判明件数	3,358件																		
3月末時点解消処理件数	1,145件（6月までに解消処理予定）																		
重複付番判明件数	4,265件																		
（旧社会保険庁時に解消した件数）	3,898件																		
未処理件数	367件																		
重複付番判明件数	3,622件																		
（旧社会保険庁）平成22年11～12月処理件数	2,684件																		
（日本年金機構）平成22年1月～2月処理件数	492件（処理件数総計 3,176件）																		
未処理件数	446件																		

平成21年度計画

平成21年度計画に対する取組状況

Ⅱ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 適用事務に関する事項

(1) 国民年金の適用の促進

中期計画に沿って、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した20歳到達者の適用促進その他の対策を着実に推進する。

○住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）により把握した全ての20歳到達者について、加入の届出勧奨を行うとともに、勧奨を行ってもなお届出がなされない場合には、年金手帳を送付し、第1号被保険者として資格取得等の手続きを行いました。この結果、住基ネットにより把握した20歳到達者全員について、完全適用（加入手続き）を行いました。

事 項	平成20年度	平成21年度
住基ネットにより把握した人数	129万人	124万人 (31万人)
うち、年金手帳送付者数	56万人	53万人 (13万人)

※平成21年度の（ ）書きは、機構発足後（1月～3月）の数値

(2) 厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進

① 厚生年金保険等の適用の促進について、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組む。

ア 未適用事業所の確実な把握

公共職業安定所が保有する雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や地方運輸局等が保有する貨物自動車運送事業者等の社会保険加入状況等の情報等を活用して、未適用事業所の的確な把握に努める。

イ 未適用事業所への重点的加入指導及び職権適用の実施

平成21年12月末までに民間委託による文書・訪問による加入勧奨を実施したにもかかわらず、自主的な適用届の提出を行わない事業所について、重点的加入指導を実施し、着実に適用へと結びつける。

また、重点的加入指導を3回実施しても加入の見込みがない事業所については、職権による適用を実施する。

② 各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏ま

○未適用事業所の把握及び適用（加入手続き）の促進については、旧社会保険庁における取組を継続し、以下の取組を行いました。

①民間委託による適用勧奨

適用促進対象事業所に対しては、民間委託の活用による文書・電話勧奨及び訪問による加入勧奨を実施し、事業主からの自主的な届出を促すとともに、未適用事業所の把握に努めました。

②機構職員による重点的な加入指導や認定による加入手続き等の実施

加入勧奨を実施しても自主的に届出を行わない事業所のうち、一定規模（10人）以上の従業員を使用する未適用事業所を対象として、呼出や訪問による重点的な加入指導を実施しました。また、重点的な加入指導後においても加入手続きを行わない事業所に対しては、立入検査を行い、必要に応じて認定による加入手続き（※10）を実施しました。

その他、公共職業安定所からの求人申込時の社会保険の加入状況に係る情報提供に加え、自動車運送事業者の社会保険の加入状況に係る情報提供等を受け、未適用事業所の把握及び加入指導に努めました。

〈用語解説〉

（※10）事業主が事業所の新規適用届や被保険者の資格取得届を自主的に届出しない場合において、事業所調査に入ることによって被保険者の資格所得届を旧社会保険庁の権限により確認することを「職権適用」と表現しておりましたが、日本年金機構として文言の整理を行い、「認定による加入手続き」としたものです。

○適用に係る上記のような各種取組の実績については、前年度と概ね同程度の水準となつていますが、年金記録問題への対応を優先したこと等から、中期計画の当面の目標である「社会保険庁における平成18年度の実績水準」を大きく下回っており、未適用事業所の解消に向けて、一層の努力を要する状況となっています。なお、平成22年3月末現在で、機構が未適用事業所として把握している事業所数は、111,990事業所となっています。

え、以下の事項について3か月間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底する。

- ・重点加入指導実施事業所数
- ・立入検査数（職権適用事業所数）

- ・職員の戸別訪問による重点的な加入指導事業所数
1,652事業所（平成20年度） → 3,390事業所（平成21年度）
- ・適用促進対策を講じた結果、適用した事業所数
3,381事業所（平成20年度） → 3,139事業所（平成21年度）
- ・うち認定による加入手続き（職権適用）実施数
21事業所（平成20年度） → 34事業所（平成21年度）
- ・事業所調査件数
45,933事業所（平成20年度） → 47,402事業所（平成21年度）

○全喪届（※11）の適正化については、引き続き、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類の添付を義務付けるなどの取組を行っています。

＜用語解説＞

（※11）厚生年金保険等の適用事業所でなくなった場合に事業主が届出をするものです。

【別表6：厚生年金保険適用関係指標の推移】